【環境省暫定訳】

ニジェール共和国 友愛-労働-進歩 \*\*\*\*\*

\*\*\*\*

中等高等教育 · 科学研究省

\*\*\*\*\*

事務局長 科学研究局

ニジェールにおける研究行政許可(AAR) の取得条件を定める 2013年5月17日 省令(Arrêté)No. 00106/MEMS/RS /SG/DL/DRS

## 中等高等教育・科学研究大臣

2010年11月25日の憲法典により;

1997年6月30日の国立公文書館に関する法律第97-021号により;

1998 年 6 月 1 日のニジェールの教育制度方針に関する法律第 98-12 号及び附随する修正文書により;

2011 年 2 月 23 日の公的情報及び行政文書の取得憲章に関するオルドナンス第 2011-22 号 により

2011 年8月8日の国家市民行政一般組織を定めその使命を定める法律第 2011-20 号により;

1998 年 4 月 6 日の、1997 年 6 月 30 日の国立公文書館に関する法律第 97-021 号の適用方法に関する政令(décret)第 98-091/PRN/SGG により;

2011年4月7日の首相任命に関する政令第2011-001/PRNにより;

2011 年 4 月 21 日の政府構成員任命に関する政令第 2011-015/PRN 及び附随する修正文書により:

2011 年 8 月 4 日の中等高等教育・科学研究大臣の権限を定める政令第 2011-252/PRN/MEMS/RS により:

2011 年 8 月 4 日の中等高等教育・科学研究省の組織に関する政令第 2011-253/PRN/MEMS/RS により;

#### 科学研究局長の提言に基づき、また関係組織の協議を経て:

# 省令

第1条: ニジェール共和国の国土において研究を行う希望を持つ全ての自然人又は法人のために、研究行政許可(AAR)をニジェール共和国において制定する。本省令の定義において科学研究とは、自然及び社会の法則に関する人知の増大のために多様な分野の研究者により行われる知的・実験的調査の全体を指す。

原文タイトル: Arreté N° 00106 /MEMS/RS/SG/DL/DRS du 17 Mai 2013 Fixant les autorisiations administrative de recherche au Niger 原文リンク: <a href="https://absch.cbd.int/api/v2013/documents/F41B0FAB-46D1-5BF6-254E-83C88E73BE10/attachments/Arr%C3%A9%20106%20MEMS%20RS.PDF">https://absch.cbd.int/api/v2013/documents/F41B0FAB-46D1-5BF6-254E-83C88E73BE10/attachments/Arr%C3%A9%20106%20MEMS%20RS.PDF</a> **第2条**:研究行政許可(AAR)は科学研究担当省のみが発行を行う。これは学術上及び制度上の協定や合意、及びニジェールの環境資産への配慮を前提とする。 署名の日付より、研究行政許可(AAR)は1年間有効である。

**第3条**: 研究行政許可(AAR) は、実地又は実験室における全ての実験作業、パブリックドメインに属する紙又は電子媒体による全ての情報についての研究を関連対象とする。

**第4条**: 申請者は必ず書類を作成し、研究作業の開始予定日の少なくとも1ヶ月前までに科学研究担当省の事務所を通じて科学研究局に書類を提出しなければならない。

**第5条**: 科学的調査の実施のため、国外に移動した研究者は事前に、国立研究機関で働く該 当科学分野のニジェール人研究者(1名又は複数)と関係を構築し、根拠となる書類と共に 書面でこれを通知しなければならない。

ある特定の分野については、国外に移動した研究者は、1名又は複数の、その科学分野のニジェール人研究者と同行しなくてはならない。

### 第6条:研究行政許可(AAR)の申請書類は以下を含むこと:

- 1. 研究作業の目的、性質及び課題を詳述し、関連する(単数又は複数の)地域を特定する、 手書きの申請;
- 2. 科学研究担当省科学研究局又は地方分散された機構において入手する様式;
- 3. 日付及び署名を付した申請者の詳細な履歴書;
- 4. 作業の科学的な質を監督する(1名又は複数の)科学的後見人、及び該当する場合はニジェール人の共同作業者からの推薦状。
- 5. 博士又は修士課程登録証明書、又は研究の導入のための学術論文(該当する場合);
- 6. 受入れ先国立機関により発行された、当該年度の学生証の判読可能なコピー(該当する場合);
- 7. 研究プロジェクトの概要及びその予算(該当する場合);
- 8. 外国人のための有効なパスポート(最初の2ページ)の判読可能なコピー;
- 9. 近日中に撮影された証明写真2枚;
- 10. 場合により、申請のために有用なその他全ての情報。

**第7条**:調査終了時、ニジェール国土を出る前に、ニジェール外を拠点とする研究者は、以下について行うこと:

- ・ 科学的後見人又はニジェール人共同作業者から有効と認められた報告書を、科学研究局に提出すること。同報告書は、研究材料のリスト、使用した方法論、直面した問題、見通し及び提言を含むものとする。報告書が有効と認められていない場合は全て、研究許可の更新拒否の事由となる。
- 科学研究局にできるだけ早く以下を提出すること:

- ▶ 詳細な最終版報告書2部:
- ▶ 実施した研究に関する全ての出版物 2 部。

**第8条**: 考古学及び古生物学の分野において、ニジェール国土の資材を持ち出すいかなる場合においても、管轄当局からの輸出臨時許可を要するものとし、機構又は研究者からの返却の誓約を要し、これが守られない場合は訴追を受ける可能性がある。

本誓約を遵守しない研究者は全て、ニジェールにおける研究の実施を今後許可されないものとする。

**第9条**:個人の申請については、これが以下により企画された研究作業である場合にのみ審査対象となる:

証拠書類を備えた、確証ある研究者又は教員研究者;

学生で、1名又は複数の科学的後見人がその研究の監督を行い、うち少なくとも1名が国立機関で研究を行っている者。

第10条:申請が受諾された際、科学研究局はこれを申請者に通知する。許可は、申請者又は、厳に受任した代理人及び/又は後見人のみに手渡される。この者は、研究者の場合一万(10,000) FCFA、修士課程又は技師学校の学生の場合は五千(5,000) FCFA の印紙を持参のうえ来庁のこと。

**第11条**:映画撮影、遺伝操作(人間、動物、植物等)といったデリケートな要素、又は同様の状況にある技術的要素を含むテーマ及び方法論については、研究行政許可の組織はこのために創設される倫理委員会の意見に厳に従うものとする。

**第12条**:修士課程及び論文口頭審査を要する課程については、その教育組織からの申請に基づき、学生は学術研究行政許可を得ることができる。

修士課程又は技師学校の学生については、科学研究担当大臣の同意のうえで、研究行政許可 への署名代行権が科学研究局長に認められる。

**第13条**: 特に 2010 年 6 月 24 日の省令第 113/MESS/RS/SG/DRS 号といった本省令に相反する以前のあらゆる規定については廃止される。

第14条:中等高等教育・科学研究省の事務局長は、ニジェール共和国官報にて公開され必要に応じていたるところに伝達される本省令の適用について任を負う。

大臣

#### MAMADOU YOUBA DUALLO

#### <u>写し</u>: CAB\PRN 1 CAB\PM 1 SGG 1 CAB/MEMS\RS 1 SG... $SG \setminus A$ 1 IGS... 1 全省庁 25 全局...MEMS/RS 12 Chrono J.O/RN 1 国立公文書館 1 研究機構 1